

長野市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市耐震改修促進計画に基づき、既存木造住宅の所有者が行う住宅耐震改修工事、既存非木造住宅又は分譲マンション等の所有者等が行う耐震診断及び耐震改修工事並びに特定既存耐震不適格建築物の所有者等が行う耐震診断に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断士 長野市住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成17年長野市告示第156号。以下「耐震診断士派遣要綱」という。）第2第1号に規定する耐震診断士をいう。
- (2) 耐震診断 耐震診断士派遣要綱第2第3号に規定する耐震診断をいう。
- (3) 住宅耐震診断 耐震診断士派遣要綱第2第4号に規定する耐震診断をいう。
- (4) 第三者機関 長野市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年長野市規則第18号。以下「細則」という。）第4条により耐震診断の結果を判定する知識及び能力を有すると市長が認める者をいう。
- (5) 総合評点 耐震診断士派遣要綱第2第5号に規定する総合評点をいう。
- (6) 耐震改修 耐震診断士派遣要綱第2第6号に規定する耐震改修をいう。
- (7) 耐震改修設計 耐震診断の結果に基づき、既存非木造住宅及び分譲マンション等の地震に対する安全性の向上を目的とした耐震改修の図面、仕様書、積算見積書、構造計算書（保有水平耐力計算、限界耐力計算及び時刻暦応答計算に係るものに限る。）等を作成することをいう。ただし、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」別表第6の構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標(3)に該当し、かつ、第三者機関の判定等を受けたものに限る。
- (8) 住宅耐震改修設計 耐震診断士派遣要綱第2第7号に規定する住宅耐震改修設計をいう。
- (9) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づき行う改築又は敷地の整備を除く工事をいう。
- (10) 住宅耐震改修工事 住宅耐震改修設計に基づき壁の修繕又は模様替等を主として行う工事をいう。
- (11) 既存木造住宅 次に掲げる要件全てに該当する住宅をいう。
 - ア 耐震診断士派遣要綱第2第2号に該当する住宅であること。
 - イ 耐震診断士派遣要綱に基づき、市が派遣した耐震診断士による住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満である住宅であること。

- (12) 既存非木造住宅 次に掲げる要件全てに該当する住宅をいう。
- ア 耐震診断士派遣要綱第2第2号アに該当する住宅であること。
 - イ 耐震診断士派遣要綱第2第2号イに該当する住宅以外の住宅であること。ただし、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定により認められた住宅及び型式適合認定によるプレハブ工法の住宅を除く。
- (13) 特定既存耐震不適格建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物で、市内に存するものをいう。
- (14) 分譲マンション等 耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定する既存耐震不適格建築物で、かつ、同号に規定する耐震不明建築物に該当する建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者が存するもので、現に居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）のあるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）又は特定既存耐震不適格建築物以外の賃貸住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）で、市内に存するものをいう。
- (15) 管理組合 区分所有法第3条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項に規定する法人をいう。

（交付対象者等）

第3 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 耐震改修工事を行う既存非木造住宅の所有者（実質的に所有していると認められる場合等における当該実質的所有者を含む。附則第5項から第7項までの規定を除き、以下同じ。）又は住宅耐震改修を行う既存木造住宅の所有者で、補助金の交付申請を行う日の属する年の前年の収入金額又は所得金額が別表に定める額以下であるもの
 - (2) 耐震改修工事を行う分譲マンション等（賃貸住宅を除く。）の管理組合（建物管理業務受託者（マンションの管理の適正化に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第8号に規定するマンション管理業者で、管理組合の委託を受けて当該マンションの管理業務を行うものをいう。以下同じ。）を含む。）
 - (3) 耐震診断を行う既存非木造住宅の所有者又は分譲マンション等の区分所有者（個人施行者を含む。）
 - (4) 耐震診断を行う分譲マンション等の管理組合（建物管理業務受託者を含む。）若しくは所有者である民間事業者等（個人施行者を含む。）又は特定既存耐震不適格建築物の所有者である民間事業者等（個人施行者を含む。）で、市税を滞納していないもの
- 2 前項の規定にかかわらず、耐震診断又は耐震改修に係る建築物又は住宅が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としないものとする。
- (1) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体が所有している建築物
 - (2) 過去にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となった住宅及び建築物

(3) 売買を目的として住宅耐震診断を行う既存建築物

(補助対象事業の種類、対象経費及び補助率等)

第4 補助金の交付の対象となる事業の種類、対象経費及び補助率等は、次の表のとおりとする。

事業の種類	対象経費	補助率等
耐震改修事業及び住宅耐震改修事業	次に掲げる事業の区分に応じ、当該事業ごとに定める費用 (1) 耐震改修事業 既存非木造住宅及び分譲マンション等の所有者が行う耐震改修工事（耐震改修促進法第17条第3項に規定する計画の認定を受けることができる工事に限る。）に要する費用 (2) 住宅耐震改修事業 既存木造住宅の所有者が行う住宅耐震改修工事（長野県建築物構造専門委員会において、これと同等の耐震性能が向上する工事と認められた工法により行った工事を含む。）に要する費用	次に掲げる額の合計額の10分の10以内の額 (1) 対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）。ただし、1戸当たり100万円を限度とする。 (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2第1項の規定による所得税額の特別控除の額（以下「特別控除の額」という。）
耐震診断事業（既存非木造住宅）	既存非木造住宅の所有者が行う当該既存非木造住宅に係る耐震診断に要する費用	対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）以内の額。ただし、1棟につき8万9,000円を限度とする。
耐震診断事業（分譲マンション等又は特定既存耐震不適格建築物）	分譲マンション等の区分所有者である事業者等（個人施行者を含む。）、分譲マンション等の管理組合若しくは所有者である民間事業者等又は特定既存耐震不適格建築物の所有者である民間事業者等が行う当該分譲マンション等又は特定既存耐震不適格建築物に係る耐震診断に要する費用	次に掲げる額のいずれか少ないほうの額に、3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）以内の額。ただし、1棟につき120万円（耐震改修促進法第14条第3号に規定する通行障害建築物にあつては、200万円）を限度とする。 (1) 現に耐震診断に要する額 (2) 次のアからウまでに掲げる部分の区分に応じ、それぞれアからウまで

		に定める額の合計額 ア 耐震診断を行う建築物の延床面積（以下「診断面積」という。）のうち、1,000平方メートル以内の部分 1平方メートルにつき3,600円を乗じて得た額 イ 診断面積のうち、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分 1平方メートルにつき1,540円を乗じて得た額 ウ 診断面積のうち、2,000平方メートルを超える部分 1平方メートルにつき1,030円を乗じて得た額
--	--	---

備考 耐震診断事業（分譲マンション等又は特定既存耐震不適格建築物）を実施する場合において、診断面積に1平方メートル未満の端数があるときは、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

2 耐震改修事業及び住宅耐震改修事業の補助金の交付に当たっては、あらかじめ特別控除の額を差し引いた額を交付するものとする。

（補助金の申請等）

第5 規則第3条に規定する申請書は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 耐震改修事業及び住宅耐震改修事業 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める申請書

ア 耐震改修事業 長野市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付申請書（様式第1号）

イ 住宅耐震改修事業 長野市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付申請書（様式第1号の2）

(2) 耐震診断事業 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める申請書

ア 既存非木造住宅 長野市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付申請書（様式第2号）

イ 分譲マンション等又は特定既存耐震不適格建築物 長野市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付申請書（様式第2号の2）

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 耐震改修事業及び住宅耐震改修事業 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める書類

ア 耐震改修事業 次に定める書類。ただし、既存非木造住宅の所有者が自己の居住の用に供する住宅の耐震改修を行う場合にあっては、(イ)に定める書類の

提出を省略することができる。

- (ア) 現況を表す図面等（位置図・配置図・各階平面図・面積表・外観写真）
- (イ) 耐震改修工事に要する費用が確認できる見積書
- (ウ) 所有権を証する書面
- (エ) 建築年が確認できる書類
- (オ) 耐震改修工事の関係図面並びに耐震改修工事の前及び後における耐震診断結果が確認できる書類
- (カ) 第三者機関による耐震診断判定書等の写し
- (キ) 耐震診断を行った者の建築士等の資格が確認できる書類
- (ク) 耐震改修設計及び耐震改修工事後の耐震診断を行う者の建築士等の資格が確認できる書類の写し
- (ケ) 所得証明書
- (コ) 対象となる建築物を管理組合が管理している場合は、当該管理組合の組合規約並びに耐震診断実施に係る決議及び予算書
- (サ) 消費税仕入税額控除確認書（様式第2号の3）
- (シ) その他市長が必要と認める書類

イ 住宅耐震改修事業 次に定める書類

- (ア) 現況を表す図面等（位置図・配置図・各階平面図・外観写真）
- (イ) 住宅耐震改修工事の関係図面及び住宅耐震改修工事後の住宅耐震診断の結果が確認できる書類
- (ウ) 住宅耐震改修工事に要する費用が確認できる書類
- (エ) 所得証明書
- (オ) その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震診断事業 既存非木造住宅にあっては次のアからエまで及びコに定める書類、分譲マンション等又は特定既存耐震不適格建築物にあっては次のアからコまでに定める書類

- ア 現況を表す図面等（位置図・配置図・各階平面図・面積表・外観写真）
- イ 耐震診断に要する費用が確認できる見積書
- ウ 建築年が確認できる書類
- エ 耐震診断を行う者の建築士等の資格が確認できる書類の写し
- オ 所有権を証する書類
- カ 消費税仕入税額控除確認書（様式第2号の3）
- キ 納税証明書（分譲マンション等の区分所有者による申請の場合を除く。）
- ク 対象となる建築物を管理組合が管理している場合は、当該管理組合の組合規約並びに耐震診断実施に係る決議及び予算書
- ケ 対象となる建築物が耐震改修促進法第14条第3号に規定する通行障害建築物である場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第4条に規定する要件に該当することが確認できる図面等（配置図・立面図・算式）
- コ その他市長が必要と認める書類

(事業の内容の変更等)

第6 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき 長野市住宅・建築物耐震改修促進事業変更承認申請書(様式第3号)
 - (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市住宅・建築物耐震改修促進事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)
- (実績報告)

第7 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市住宅・建築物耐震改修促進事業実績報告書(様式第5号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次の各号に掲げる事業及び建築物の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 耐震診断事業 次に定める書類

- ア 耐震診断業務の受注者との契約書及び領収書等の写し
- イ 実施した耐震診断の報告書
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修事業及び住宅耐震改修事業 次に定める書類

- ア 耐震改修工事又は住宅耐震改修工事の受注者との契約書及び領収書等の写し
- イ 耐震改修工事又は住宅耐震改修工事の施工箇所及び改修内容等を明記した図面
- ウ 各施工箇所における改修内容が確認できる写真等
- エ 設計どおりに施工されたことを確認した市長が別に定める建築士(以下「工事監理者」という。)の確認書
- オ その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求書)

第8 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付請求書(様式第6号)によるものとする。

(中間検査)

第9 市長は、耐震改修工事又は住宅耐震改修工事において、必要と認める場合には、工程を指定し、中間検査を実施することができる。

2 市長は、耐震改修工事又は住宅耐震改修工事が適切に行われていないと認められる場合には、適切に行うよう受注者又は工事監理者に指導するものとする。この場合において、受注者又は工事監理者が指導に従わない場合は、補助金の交付決定を取り消すことがある。

(書類の整理等)

第10 補助事業者は、補助事業の実施に係る書類を整理し、補助金の交付を受けた会計年度が終了した後、5年間保管しなければならない。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成17年3月10日長野市告示第 157号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(住宅耐震改修事業の補助額等の適用の特例)

2 平成23年1月21日から同年3月31日までの間における住宅耐震改修事業に係る補助金の申請で、市長が認めるものに対する第4第1項の規定の適用については、同項の表住宅耐震改修事業の項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは、「次に掲げる額の合計額に1戸当たり30万円を加算した額。ただし、対象経費を限度とする。」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における第7第3項の規定の適用については、同項中「補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日」とあるのは、「平成24年3月31日」とする。

4 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間における住宅耐震改修事業に係る補助金の申請で、市長が認めるものに対する第4第1項の規定の適用については、同項の表住宅耐震改修事業の項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは、「次に掲げる額の合計額に1戸当たり30万円を加算した額。ただし、対象経費を限度とする。」とする。

(平成29年度から平成32年度までの耐震改修事業及び住宅耐震改修事業の特例)

5 平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間、既存非木造住宅(1戸建て住宅であるものに限る。以下この項から附則第7項までにおいて同じ。)又は既存木造住宅の所有者で、当該既存非木造住宅又は既存木造住宅の耐震改修事業又は住宅耐震改修事業に係る支援が特に必要であると市長が認めるものが耐震改修事業又は住宅耐震改修事業に係る補助金の交付を申請する場合における第4第1項の規定の適用については、同項の表耐震改修事業及び住宅耐震改修事業の項中

「次に掲げる額の合計額の10分の10以内の額

(1) 対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)。ただし、1戸当たり100万円を限度とする。

(2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2第1項の規定による所得税額の特別控除の額(以下「特別控除の額」という。)

とあるのは、

次に掲げる額の合計額にの10分の10以内の額

- (1) 対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）。ただし、1戸当たり100万円を限度とする。
- (2) 対象経費に10分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）。ただし、1戸当たり20万円を限度とする。
- (3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2第1項の規定による所得税額の特別控除の額（以下「特別控除の額」という。）

とする。

6 前項に規定する市長が認める者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する既存非木造住宅又は既存木造住宅の所有者とする。

- (1) 既存非木造住宅又は既存木造住宅の所有者の耐震改修事業又は住宅耐震改修事業に係る補助金の交付の申請を行う日（次号において「交付申請日」という。）の属する年の前年の所得金額が200万円以下であること（当該住宅が共有物であるときは、その共有する全ての所有者のそれぞれに係る前年の所得金額が200万円以下であること。）。
- (2) 耐震改修事業に係る既存非木造住宅又は住宅耐震改修事業に係る既存木造住宅に交付申請日の属する年度の前年度から居住し、かつ、交付申請日において引き続き当該既存非木造住宅又は当該既存木造住宅に居住していること。
- (3) 補助対象となる既存非木造住宅又は既存木造住宅に補助金の交付申請をする者の住所があること。

7 附則第5項の規定によりその所有する既存非木造住宅又は既存木造住宅に係る耐震改修事業又は住宅耐震改修事業について支援を受けようとする者は、補助金の交付申請に当たっては、第5第2項に規定する関係書類のほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付申請をする者の住民票の写し
- (2) 市長が別に定める固定資産税課税台帳閲覧同意書
- (3) 当該住宅が共有物であるときは、共有者全員の所得証明書
附 則（平成18年9月12日長野市告示第516号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則（平成21年3月31日長野市告示第 138号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月6日長野市告示第 539号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日長野市告示第 138号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月20日長野市告示第23号）

この要綱は、平成23年1月21日から施行する。

附 則（平成24年2月7日長野市告示第42号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日長野市告示第 150号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月4日長野市告示第 197号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年6月17日長野市告示第 444号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年3月31日長野市告示第 157号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日長野市告示第 200号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日長野市告示第 137号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱による改正後の長野市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用し、平成28年度分までの補助金については、なお従前の例による。

別表（第3関係）

区 分	金 額
給与所得のみのもの	収入金額 1,442 万円
その他のもの	所得金額 1,200 万円

備考

- 1 収入金額とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条に規定する給与等の収入金額をいう。
- 2 所得金額とは、所得税法に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得の各所得金額を合計した額をいう。